

## ワールドワイド汚職防止方針

### I. 目的

ほとんどの国の法律では、賄賂やキックバック(リベート)やその他の汚職的支払の申し出、支払、さらに收受さえも犯罪とされており、イートンおよび従業員個人も共に罰金および／あるいは禁固刑の対象となる。米国の海外汚職行為防止法(FCPA)も含み、かかる汚職防止法は、外国政府役人や外国政党(またはその役員)や外務機関候補者に対して、かかる役人・政党・候補者による判断や行動を左右することを目的とした、いかなるものでも価値ある物品の支払、申し出、贈与行為は犯罪であるとしている。これは、問題となっている国においては前述の支払が普通である場合にも当てはまる。

本方針の目的は、当社がビジネスを行っている他国あるいは行おうと意図する他国における関連汚職防止法およびFCPAに関して、イートンおよびイートンの子会社や関連会社の従業員・役員・社長が全員これを順守することを確保するためのものである。本方針は以下をカバーする。

- 賄賂、キックバック、その他の汚職的支払
- 斡旋料支払
- 第三者との関係

### II. 適用範囲

本方針は、イートンおよびワールドワイドの子会社や関連会社の従業員・役員・社長の全員に適用される。本方針はイートン企業倫理規定書およびワールドワイドギフトおよび接待方針書と共に参照すべきである。

### III. 方針

#### 賄賂、キックバック、その他の汚職的支払

世界中のいかなる場所でもイートンがビジネスを行う場合は、方針として、イートン、イートンやその関連会社における関係者・従業員・役員・社長の全て、イートンやその関連会社に対してアドバイザー・エージェント・代理人として行動する者の全ては、必ず当該汚職防止法、特に米国FCPAを十分に順守する必要がある。いかなる場合であろうと直接間接を問わず、賄賂、キックバック、その他の汚職的支払、価値ある物品をいかなる形にし、イートン従業員が、政府系機関・政府役人個人・プライベート企業・かかるプライベート企業の従業員も含みいかなる個人あるいは組織に対しても申し出、贈与、勧誘をしたり、あるいは收受したりすることは禁止されている。

本禁止方針は以下のように適用される。

- ワールドワイド、例外なし
- 各地の習慣、地元の慣行、競合条件と関係はなし
- 代理人・コンサルタント・ブローカー・下請け業者・サプライヤー・ジョイントベンチャーや関連会社・イトンのために行動するその他の中間者やエージェントなどの第三者を介して行われるかもしれない、かかる賄賂、キックバック、その他の汚職的支払の間接的な支払も入る

賄賂を払うことを拒否した結果によるビジネスの遅延や消失に対してはどのようなものでも、従業員は処罰されることはありません。

### 第三者

本方針は、パートナー・中間エージェント・ジョイントベンチャー・第三者を介した汚職的な申し出、約束、支払を禁止するものである。従って、かかるパートナーやエージェントに関してはデューデリジェンスを行い、汚職的支払が発生する可能性を指し示すような事実を軽視したり、無視したりしないことは重要である。デューデリジェンスの目的は、可能な範囲内でイトンが評判のよい誠実なエージェント・代理人・パートナーのみを保つことができるようにするためである。加えて、エージェント・第三者代理人・ジョイントベンチャーパートナーとの契約は可能な範囲内で非合法的支払の潜在リスクを軽減する条項を含むべきである。

### 斡旋料支払

米国法律では斡旋料金の支払は会社の財務記録に正しく記入されている限り容認されているが、米国でない国々の法律では全てとはいえないにしてもそのほとんどが、かかる支払は不法であるとしている。斡旋料支払とは、非米国の事務員レベル政府役人によるルーチンの任意でない政府法的処置を確保したり促進したりするための少額支払のことである。斡旋料支払の例には、入手に必要な法的条件が全て満足されていると想定して、ビジネスを行うためのルーチン許可の入手、ビザや作業発注書の処理、郵便や電話サービスの入手、税関における発送品の迅速処理などがある。

イトンは斡旋料支払を禁止しているが、イトン法務部の事前承認がある(あるいは事前承認がその状況下では合理的に可能でない場合はかかる支払後にできる限り早く承認を受ける)場合のみの下記の状況2項目は例外としている。

- 支払の不履行によって従業員(あるいはその同行者)の個人的な安全衛生、身体的健康や精神衛生に対してリスクが生じる場合
- 支払の不履行によってイトンが法的に享受する権利のある任意でないサービスを政府役人が遂行しない結果となり、差し迫った相当な経済的ロスやコストがイトンにかかる場合、例えば、操業時に享受する権利のある基本的な水道・電気・電話サービスをオンにすることが拒否されたためプロダクション施設の開設が遅延するような場合

### 簿記や記録

かかる支払をイトンの簿記や記録に正しく記録することは FCPA の必要条件であるので、

どのような斡旋料支払でも各自の担当コントローラーに報告し斡旋料支払として記録することもまた必須である。正しく記録がなされていない場合は、法的に認められている容認斡旋料でさえイトンの責任となる結果となることがある。

## ワールドワイド汚職防止方針書の付属書

### 具体例

シナリオ： 新興市場の政府検査官が当社施設において軽度の安全違反項目を多数発見しました。その場で罰金を払わないと施設を閉鎖すると脅しています。

解説： この場合はただちに法務部に連絡してください。確かに不必要な官僚的問題は避けたいと思いますが、政府検査官に金銭支払をすることは違法である可能性が高く、かつ正しくありません。

シナリオ： 購買マネジャーが、イートンが購入価格の一部を購買会社に“リベート”することに合意する場合に限りイートンと長期サプライ契約をしたいと述べています。どうすればいいのでしょうか？

解説： ビジネスを入手するために購入価格の一部をリベートすることに（それでも正味価格はビジネスとして良好な採算となると想定して）合意する場合は、購買マネジャーや第三者のプライベート口座ではなく、購買会社が所有する会計にリベートが支払われることを確保してください。商品経路など、支払に付随した“通常でない”依頼を受けた時は、そのような依頼が合法的であり、不正な企画や手配を増進させるためでないことを確認するための合理的な注意を払ってください。

シナリオ： 新興市場においてイートンは新施設用の土地を購入しようとしています。土地は地方自治体が所有しています。不動産ブローカーが、取引額の 25%相当の手数料を払えば地方自治体との“コネ”を通して土地売却の手配をすると連絡してきました。手数料を払いますか？

解説： いいえ、払いません。手数料が多額であり、ブローカーと自治体間に密接なコネがあることがわかるので、この取引が不正であることを暗示する充分な危険信号“赤旗”がみられます。

シナリオ： 市民暴動中の国から出国しようとしている際に、地方税関官吏に引き留められます。官吏は通関を許可する“処理費”20 米ドルの支払を要求しています。

解説： この場合は、支払を直ちに法務部に報告して支払を正しく記録する限り、料金を払ってもいいです。

シナリオ： 顧客に売った商品に対して二種類の請求書、一つは実際の価格を示したもの、もう一つはそれより高い価格を示したものを発行するように顧客が要請しています。顧客は最初の請求書を払い、二つ目の請求書はエンドユーザーに対して高い価格請求を正当化するために使用します。これは認めることができますか？

解説： いいえ、認められません。より高い価格で二つ目の請求書を発行することによりイートンは顧客が虚偽表示や詐欺に携わることを助けていることになるかもしれません。このため、請求書を不正に使用したのは顧客であっても、イートンが責任を負う羽目に陥る可能性があります。（顧客がイートンに価格を低くした重複請求書を発行するように要請してきても同じことが当てはまります。もし顧客が関税を下げるために重複請求書を使用すれば、イートンは顧客が関税を回避することを助けたので法的責任があることになる可能性があります。）

シナリオ： イートン製品の大型発送が新興市場にある重要な顧客宛に移動中です。この発送品は、発送票には危険物の記入はあるもののコンテナにその危険物表示がなかったので通関保留になっています。この遅れにより納品期限に間に合わないリスクがあります。当社の第三者運送者が、少額の料金で税関官吏に矛盾を見逃すように説得できると話しかけてきます。これはグッドアイデアでしょうか？

解説： いいえ。イートン従業員がこの種の支払をすることは禁止されており、運送者を使って支払することは自分自身で支払することと同じになります。禁止されている行動を他者に頼んで代行してもらうことはしないでください。

シナリオ： 政府所有の団体も含み、顧客からのビジネスを勧誘する際に支援してもらうためにコンサルタントを雇用したいと思っています。コンサルタントは前金として 100,000 ドルの“物流管理”費、および契約の際は 25%の手数料を要請しています。コンサルタントはイートン製品のビジネス経験は特にありませんが、“物事を成し遂げる”ことができる者としてよく知られています。このビジネス手配を始めるべきでしょうか？

解説： さらなるデューデリジェンスやかなりの契約的保護がない限り始めるべきではありません。この手配は表面上違法ではありませんが、危険信号の赤旗がみられます—もしチェックが行われなかった場合、皆さんや会社がFCPA やその他の汚職予防法に違反するリスクがあります。第三者、特に政府系団体と直接に取引する者や実質は“アクセス”を売っている者に対する、普通でない前金支払および／あるいは手数料は慎重にしてください。皆さんは、汚職的支払が発生する可能性を示す、第三者に関する事実を意識的に無視して、FCPA 分析を目的として承知の上で行動することもあるかもしれません。契約の妥当な言葉遣いはもちろん、エージェントに対してデューデリジェンスを行うため、法務部に連絡して支援を受けてください。

シナリオ：中近東で政府との契約を入札するために、ある会社とジョイントベンチャー(“JV”)を始めるつもりです。契約交渉中に JV パートナーが、汚職が相当ある国々に所在する第三者たちと既存契約が多数あることを明らかにします。このような契約の一部は政府役人への“紹介用”として使用されており、パートナーはある特定の国でのビジネスにはこれが必要であると断言します。このビジネス手配を始めることができますでしょうか？

解説：さらに詳しい情報がなければできません。JV 候補のパートナーはイートンが参画する前にこのような契約を結んだにしても、前に進めるには法的およびビジネスの面から見てまだ問題があることがあります。

このような“有料紹介”は汚職的取引とみなされる可能性があります。JV 当事者としてイートンは、イートン従業員が誰も汚職的取引と関与していなかったとしても FCPA やその他の汚職防止法による責任の対象となるかもしれません。

ビジネスの面から見れば、もし JV パートナーやそのエージェントが過去において政府とのビジネスや好都合な政府の判断を得るために汚職的な行動を取っていた場合は、現行操業やビジネス価値に悪影響があるかもしれません

ジョイントベンチャー契約を結ぶ前に、デューデリジェンスを行うために法務部に連絡して支援を受けてください。この過程をとることにより、契約やその他の関連文書を見直したり、主要人物を面接したり、ビジネスについての表明や保証を作成することができます。また、第三者契約が汚職的な関係に基づいていないことを確保する助けともなります。

## よくある質問

賄賂やキックバックとは正確には何のことですか？

贈賄行為とは一般的に、何かをしたり／してもらったり、することを差し控えたり／差し控えてもらったり、判断を左右したり／してもらったりするために、支払・ギフト・貸付・料金・報酬・その他の便宜や配慮をすることの申し出、あるいは収受と説明できます。例えば、(1)ビジネスを入手・保持・運営する、(2)ビジネスを行う上で不適當または不正な便宜を入手する（都合のよい税金処理など）、(3)第三者の判断や行動を左右したり、望みの結果や行動を生じさせたりするための金銭支払は賄賂となります。キックバックは特殊なタイプの賄賂です。これは、正当なビジネス取引の一環として既になされた支払の一部を非倫理的または非合法的に割戻すことです。例えば、非倫理的なサプライヤーが、購買マネジャーにサプライ契約を発注してもらう見返りとしてある金額を支払うことに同意するかもしれません。

イートンのために何かをすることに同意してもらう見返りとして、キャッシュではなく優遇措置をしたり、ギフトを贈ったりすることは認められますか？

いいえ、認められません。贈賄、キックバック、その他の汚職的支払はいろいろな形のものがあり、金銭支払だけではありません。これには下記が含まれます。

- ・賄賂受取人の親類に就職の世話をする
- ・政府職位を定年退職した後の仕事を約束する
- ・豪華で度の過ぎたギフトや性的接待ギフト

プライベート企業の従業員はもちろん政府役人に供するギフト・接待・旅行が賄賂やその他の汚職的支払とみなされないように確認してください。他の人が関与する適切なギフト・接待・旅行の申し出や収受についてのガイドラインはワールドワイドギフトおよび接待方針書を参照してください。

チャリティへの寄付はどうか？ 一体全体なぜ不正とみなされるのですか？

賄賂やその他の汚職的支払を得るための見せ掛けの手段かもしれないチャリティ寄付や後援は必ず避けるようにしてください。例えば、汚職役人が、ビジネス発注の考慮対象となる前に役人が選択したチャリティへの寄付に皆さんが同意する必要があると提案するかもしれません。このような寄付をする前に法務部の承認を得てください。次を確保する必要があります。(1)チャリティが正当なチャリティであること、(2)支払が流用されたり、あるいは役人やその家族の益とならないこと、(3)寄付が明白であり、当社財務記録に正しく記録されること、(4)手配が全ての当該法規を順守していること、(5)要請者に優遇措置判断をしてもらう見返りとして寄付がなされていないこと。

実際の請求額よりも高い額や低い額を示す請求書を顧客に提出するのは認められますか？

いいえ、認められません。顧客に出す請求書は全て、販売した製品の実際の請求価格を表示する必要があります。これは、請求書の目的について顧客が出した理由にかかわらず当てはまるものです。

政府役人とはどのような人ですか？顧客が地方自治体当局に所有されている場合は、購買マネジャーは政府役人になりますか？

“政府役人”という用語は広範囲な用語です。行政・立法・司法の政府官庁や機関のどのようなレベルでもその職員全員が含まれます。政府所有や政府管理下の会社の役員や従業員も“政府役人”と考えられます。従ってこの用語は、選出された役人・税関や税務署の検査官・政府購買役人のような個人だけでなく、国有の企業の従業員も含まれます。次もまた含まれます。(1)政府の組織・官庁・機関のために公的な立場で行動する者、(2)国際通貨基金、欧州連合、世界銀行などの公の国際機関の役員や従業員、(3)外国政党、政党役員、公職候補者。本方針では政府役人であろうとなかろうと誰に対しても賄賂、キックバック、その他の汚職的支払の申し出や收受や支払は禁止されていることを忘れないでください。

ある種のビジネスでは、ビジネス開発および維持において支援用の第三者エージェントを保持することが一般的です。エージェントが汚職的支払をしないことを確保するためにイートン従業員はどのような危険信号の赤旗を考慮するべきでしょうか？

- イートンのために第三者が行った支払は、あたかもイートン自身が支払をしたかのように、イートンが同じ責任の対象となる可能性があるため、ビジネスパートナー候補に対するデューデリジェンスは非常に重要です。ビジネスパートナー有力候補が正当な組織であり、義務遂行にあたって技能・才能ある人材・リソース・能力があり、さらにビジネスパートナーやその従業員や関連会社がいままで不正支払をしてなく、今後もする可能性がないことを確認してください。下記にある質問を自分でしてみると、第三者関与の汚職的支払可能性について注意を喚起する助けになります。
- 第三者の評判、特に汚職に関するものはどうか？
- 第三者は、政府役人と親戚やビジネスのつながりがあるか？
- 団体である場合、第三者は政府役人所有のものか？
- 個人である場合、第三者は現在政府役人か、あるいは過去において政府役人であったか？
- 第三者は政府役人が推薦した者か？
- 必要なサービスを遂行するための適切な社員・専門知識や技術・施設・その他のリソースが第三者にあるか？
- 第三者の料金・手数料・その他の報酬は、その地域における同様なサービスや手配と比べて合理的で市場レート相応であるか？
- 第三者は、キャッシュ支払・普通でないボーナス・多額の前金支払・オフショア支払や簿外口座などの普通でない支払過程を要請しているか？
- 第三者は、イートンの汚職支払禁止方針を理解して順守を同意しているか？
- 第三者は今までに汚職に関連した政府による調査、非公式の取調べ、強制行動の対象となったことがあるか？

最後に、どのような問題でも速やかに特定し取り組むことができるように、契約期間中ビジネスパートナーの義務遂行や行動を監督し、見直す際には、デューデリジェンスを用いることが重要です。

法務部は、皆さんのデューデリジェンス努力に対する指導や、デューデリジェンス結果の評価において支援することができます。

ビジネスパートナー有力候補に対するデューデリジェンスは心配していませんが、パートナーとの契約にどのようなタイプの契約条項を含むべきでしょうか？

法務部がこの件については支援できますが、一般的に条項には下記が含まれます。(1)FCPA を含む汚職防止法順守に関連した汚職防止の表明・保証・誓約、(2)このような表明・保証・誓約の順守を確保するためにビジネスパートナーの簿記や記録の監査を実施する権利、(3)汚職防止法やそれに関連した契約の表明・保証・誓約に対する違反の結果としてビジネスパートナーを打ち切る権利

汚職的支払の要求や申し出に対してどのように対応するべきでしょうか？

イトンの評判や企業倫理規定や誠心誠意にもかかわらず、仕事を遂行する際に、見込み顧客や役人が賄賂やその他の汚職的支払を期待していることがわかったり、またキックバックの申し出を受けたりする状況に遭遇する人もいるでしょう。最初の段階で要求や申し出を断った後は常に社内で助けを求めてください。皆さんの上司や他のイトンマネジャーが不正な要求をしている組織に連絡して、この行動を最高レベルまで上げることができます。

加えて、ビジネスのやり取りでは以下を考慮してください。

- 関係を築き上げる – 両者にメリットのある面を強調する
- 当社の高い行動指針や価値観と一貫した双方ともにメリットのある結果を達成するために、顧客・ベンダー・役人と一生懸命仕事をする意思を強調する
- イトンの価値観、一貫性、当を得た仕事をすることの重要性を検討する
- イトンが交渉の場に持ってくる次の項目を検討する：テクノロジー、投資、技能、教育訓練、仕事、成長
- 当社の価値観を検討する際は、従業員・ビジネスパートナー・ベンダー・下請け業者・役人はこのような価値観と一貫した行動をとることが期待されていることを伝える
- 贈賄行為や汚職に対する期待感から当社を保護する能力が地方役人にあると確信しているので、その地域社会に投資していることを地方役人に強調する
- 政府役人が関与する賄賂支払や、不正支払の不正な記録は、法律によって非常に深刻な罰金や刑罰が課される対象となることを説明する
- 次のように同じメッセージを一貫して送る – “当社はこの会社です”、“当社ではこのように仕事をします”
- 皆さんやイトンの評判が確実に先行するように仕事をし、少しでも頼む価値のあるような期待感を除去する

最後に、自分は正しい選択をしたと考えて、立ち去る必要があればその場を立ち去ってください。イトンは倫理的および合法的に入手することのできないビジネスはどのようなものでも欲しくもなく、必要もありません。